

令和8年度秋田県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

【実践研修1】【実践研修2】開催要領

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な施行に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識や技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を目的とする。

2 実施主体

秋田県（運営主体：秋田県障害者社会参加推進センター）

3 研修日程・会場・受講定員

区 分	研修日程	会 場	受講定員	申込受付期間
【実践研修1】	11月19日(木)～20日(金)	秋田県社会福祉会館 10階大会議室 (秋田市旭北栄町1番5号)	60名程度	8月31日(月) ～ 9月15日(火)
【実践研修2】	12月10日(木)～11日(金)		60名程度	

4 受講対象者 ※秋田県外の事業所に現在お勤めの方は受講できません。

現在、秋田県内の施設・事業所等に従事し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定があり、以下の受講要件を満たす方

- (1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者【基礎研修】及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本年度【実践研修】受講開始日前の5年間に通算して2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験を有する方
- (2) 平成30年度までのサービス管理責任者等研修（旧研修制度：分野別（地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、介護、就労、児童））の修了証書を持ち、【更新研修】を受講していない方又は令和元年度、令和2年度に【更新研修】を修了した方、令和3年度に修了し、今年度の【更新研修】を受講しなかった方
- (3) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者【基礎研修】受講開始日において実務経験を満たす方で、【基礎研修】及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本年度【実践研修】受講開始日前の5年間に通算して6月以上、個別支援計画作成等の業務に従事した方

5 「6月以上」のOJTで「実践研修」を受講できる緩和措置について（証明書等が必要）

以下の（１）～（３）の要件を全て満たす方は、【実践研修】受講に必要な実務経験※１の期間が【基礎研修】修了後の６月以上のOJT（実務経験）に緩和されており、これをもって【実践研修】を受講することができます。

※１ 緩和措置における実務経験として認められるのは、個別支援計画の【原案】の作成業務に従事するか、又は「みなし配置」の場合については個別支援計画の作成までの一連の業務を概ね１０回以上行う必要があります。

（１）【基礎研修】受講開始時点で、既にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できる実務経験※２を満たしていること。

※２ 別紙[サビ児管様式３号・４号]の証明書の上段に記載のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に必要な実務経験年数欄に記載の実務経験年数（３年～８年）を基礎研修受講時に既に満たしている事が必要です。

（２） 指定障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画（原案）の作成の一連の業務に６月以上従事していること。（具体的には、以下のア又はイのいずれかに該当している必要があります。）

ア サービス管理責任者等が設置されている事業所において、個別支援計画の「原案」作成までの一連の業務に従事していること。

イ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等として「みなし配置」され、個別支援計画作成の一連の業務に従事していること。

（３） 上記（２）アの業務に従事することについて、指定権者（行政）への事前の届出※３を行っていること。

※３ 指定権者（行政）への個別支援計画「原案」作成者の届出については、下記により行うことになっているのでご注意ください。

ア サービス管理責任者については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」⇒「障害福祉課」⇒冒頭部分の内の「事業所指定関係（障害者総合支援法分）」⇒「５ 変更届出書」⇒「個別支援計画原案作成従事者届出書」を事前に指定権者（行政）へ届出することが必要です。

（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/36761>）

イ 児童発達支援管理責任者については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」⇒「障害福祉課」⇒「事業者向け情報」⇒「事業所指定関係様式（児童福祉法分）」⇒「◎管理者の変更等、指定した内容に変更がある場合」⇒「個別支援計画原案作成従事者届出書」を事前に指定権者（行政）へ届出することが必要です。

（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5935>）

6 上記5(2)イの「やむを得ない事由」による措置について（R5.6.30改正）

やむを得ない事由※1によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、一定の実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等として「みなし配置」が可能であるが、これに加え、新たに一定の配置要件※2を充足した場合については、【実践研修】を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）サービス管理責任者等として「みなして配置」が可能となりました。

※1 やむを得ない事由については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」となっています。

※2 【一定の配置要件】※次の①～③を全て満たす必要があります。

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に【基礎研修】を修了済みであること。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されていること。

7 研修内容

(1) 障害福祉の動向に関する講義	1.0h	} 計 14.5h
(2) サービス提供に関する講義及び演習	6.5h	
(3) 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5h	
(4) 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h	

8 申込方法・提出書類・受講決定・受講料

(1) 申込方法

○受講申込期間等について

受講申込期間：令和8年8月31日（月）～9月15日（火）午後5時必着

当協会ホームページに掲載している『サービス管理責任者等研修【実践研修】申込フォーム』に必要事項を入力し、申込してください。

<https://ww100132.normanet.ne.jp/>

申込後、フォームから自動返信メールが届きます。返信メールが届かない場合は登録した自分のメールアドレスに入力誤りがないか、パソコンの「迷惑メールフォルダ」に入っていないかを確認した上で、メールが届いていない場合は速やかに研修事務局まで御連絡ください。（自動返信メールが届いた方は、事務局に申込した旨等の確認の電話等をかけない様をお願いします。）

(2) 郵送で提出する書類

ア 4(1)に該当する方(2年以上のOJT(実務経験)を有する方)

(ア) サービス管理責任者【基礎研修】修了証書、又は児童発達支援管理責任者【基礎研修】修了証書の写し

(イ) サビ児管様式1号 実務経験証明書(原本)

イ 4(2)に該当する平成30年度以前の研修制度で受講された方、又は【更新研修】受講対象の期限内に受講されなかった方

(ア) 平成30年度までのサービス管理責任者等研修(旧研修制度：分野別(地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、介護、就労、児童))いずれかの修了証書の写し又は更新研修修了証書(令和元年度、令和2年度)の写し

ウ 4(3)①ただし書に該当する方(6月以上のOJT(実務経験)による緩和措置)

(ア) サビ児管様式2号 実務経験証明書(原本)

(イ) 過去に【基礎研修】を申込んだ際の実務経験証明書の写し。ただし、これが無い場合は、今回新たに発行した以下の証明書

・サビ児管様式3号

サービス管理責任者【実践研修】受講のための【基礎研修】受講時点の実務経験証明書(原本)

・サビ児管様式4号

児童発達支援管理責任者【実践研修】受講のための【基礎研修】受講時点の実務経験証明書(原本)

※なお、事務局で過去の基礎研修時の申込書類と照らし合わせて確認しますので、間違いのない様に記入してください。他県や別の事業者で受講した方は必ず提出してください。

(ウ) 指定権者へ事前に届出した「個別支援計画原案作成従事者届出書」の写し又は「指定内容変更届出書」の写し

受講に係る上記の提出書類については、下記の提出期限までに当センターへ郵送してください。

令和8年9月17日(木)まで

〒010-0922

秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館1階

秋田県障害者社会参加推進センター サービス管理責任者等研修担当宛

(3) 受講決定

10月1日(木)頃にメールで受講決定通知を送信しますので、事業所の担当者はその内容を受講者にお知らせください。

(4) 受講料

- ア 受講料：6,000円
- イ 納入方法：口座振込（振込にかかる手数料は受講者負担とします。）
- ウ 振込締切日：10月8日（木）【厳守】
- エ 領収証：振込明細書をもって領収書の発行に代えます。なお、納入後の受講のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、予め御了承ください。
- オ 受講者については、当センターが受講要件等を確認し、事業所からの推薦順位等も含めて内容を精査し、県と協議し、最終的に決定します。

9 受講証明書及び修了証書の交付等

- （1）実践研修の全日程を修了した受講者には、研修当日に修了証書を交付します。
研修は全日程を受講する必要があるため、遅刻、中座、早退等は欠席として扱い、修了証書の交付ができません。また、研修中に進行の妨げになる発言・行動を行った場合又は研修に参加する意欲がないと感じられた場合（居眠り、携帯電話の私的使用、演習中のグループ討議等における途中離脱や無言、参加拒否等）は、退場していただくことがあります。この場合、修了証書の交付はできませんので、御留意ください。

10 その他

- （1）事業所の申込担当者の方は、受講者自身が研修の趣旨や目的を理解せずに申込みすることのないよう、本要領により必ず受講申込者本人に受講目的や受講条件等を理解しているか確認して申込みしてください。
- （2）【実践研修】で使用する[事前課題]は、受講決定通知日に当センターのホームページに掲載しますので、期日までに作成し、提出してください。[事前課題]が未提出の場合は、研修を受講できません。また、【実践研修】で使用する講義・演習資料については、11月2日（月）頃に当センターのホームページに掲載しますので、印刷し、受講当日は手元において受講してください。
- （3）受講者に関する個人情報は、本研修のみの目的で使用し、他の目的での使用や無断で第三者に提供することはありません。また、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、県が責任をもって一元的に管理することにしております。
- （4）会場となる秋田県社会福祉会館の駐車場が狭く駐車スペースに限りがあり、御利用できない場合がありますので、その際は公共交通機関や周辺の有料駐車場を御利用ください。
- （5）昼食は各自で準備願います。研修会場での飲食は可能です。
- （6）会場内の温度調整をいたしますが、温度差が出る場合がありますので、季節によっては上着やひざ掛け等で調整できるように御準備をお願いします。

11 申込・問合せ先

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 県社会福祉会館1階 秋田県障害者社会参加推進センター サービス管理責任者等研修担当 木村、鹿子澤 TEL:018-864-2780(土日、祝日を除く9時から17時まで) FAX:018-864-2781 サービス管理責任者等研修専用メール:sabikan@awc.or.jp
